

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
垂水市	住宅	定住促進住宅事業	<p>★ 雇用促進住宅を購入(平成19年7月)し、定住促進住宅として活用します。</p> <p>錦江町定住促進住宅 79戸 水之上定住促進住宅 80戸</p> <p>1 家賃 錦江町定住促進住宅 35,750円(共益費込) 水之上定住促進住宅 34,750円(共益費込)</p> <p>2 駐車場料金 1区画 1,000円</p>
垂水市	住宅	住宅取得費等助成事業	<p>★ 転入者で平成26年4月以降に住宅を取得した方に対し、取得費の一部を助成します。</p> <p>※住宅取得費用が500万円以上のもの。</p> <p>1. 対象者(①～③を全ての要件を満たす方)</p> <p>①H26.4.1以降に、市内で自ら居住するために一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた方 ②引き渡しを受けた時点で、本市に転入してから2年以内の方 (住宅に居住する世帯員全員が該当する場合のみ。) ③市税を滞納していない方</p> <p>2. 助成内容</p> <p>①転入者・・・100万円 ②子育て転入世帯・・・150万円 +オプションメニュー(通勤費補助他選択)16万円上限</p> <p>※助成額のうち10万円は市内商品券で助成 ※子育て転入世帯とは、転入者のうち、申請書を提出する時点において、世帯内に中学生以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯とします。</p>
垂水市	住宅	小型合併浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 小型合併浄化槽の普及を図るため、単独浄化槽、又は汲み取り便槽を廃止して合併浄化槽を設置する人に補助金を交付します(一部地域を除く)。</p> <p>1 対象住宅 単独浄化槽、又は汲み取り便槽を使用している専用住宅 主に居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で、事業活動に伴って生ずる汚濁水を排出しない建物。</p> <p>2 要件 垂水市潮彩町2丁目、3丁目の区域及び垂水市大字牛根境の一部(川下、下芦戸、上芦戸、田村、中村、大園、中園、上園集落)区域を除く市内全域において、単独浄化槽、又は汲み取り便槽を廃止して合併浄化槽を設置する専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者。</p> <p>3 助成内容 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円</p> <p>・単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費用が発生する場合、90,000円を上限として上乗せ ・市内業者で施工した場合、50,000円上乗せ ・宅内配管の費用が発生する場合、150,000円を上限として上乗せ</p>
垂水市	就農・漁業	新規就農者支援給付金事業	<p>★ 新規就農者等が経営不安定な就農直後(3年以内)の生活費を支援することで、営農に専念し、意欲向上を図ります。</p> <p>1 補助額及び期間 月額3万円とし、給付対象期間は就農月より最長3年間とする。ただし、申請月から1年に限り、遡り給付することができる。</p> <p>2 対象条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・認定新規就農者または、認定新規就農者に準ずる者であること。 ・就農時の年齢が満55歳以下で、就農日から3年以内の者。 ・農用地区域内に荒廃農地を保有していないこと。 ・交付期間満了後引き続き3年以上市内に居住し、農業へ従事すると認められる者。 ・居住する地区で行われる行事等へ積極的に参加していること。 ・市税等の滞納がない者。 ・生活費を支給する国の他の事業による受給を受けていない者。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等										
垂水市	起業	企業等立地促進補助金	<p>★ ① 事業所の新設若しくは増設に要した土地、建物、機械等の取得額に1/10を乗じて得た額、ただし、3年分割で交付します。</p> <p>・限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>5人以上10人未満</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上20人未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>20人以上30人未満</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>30人以上40人未満</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>40人以上</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table> <p>② 増加する新規地元雇用者1人につき20万円交付します。ただし、3年分割で交付します。</p> <p>・限度額 1,000万円(最大500人分)</p> <p>※ただし、事業所設置に対する補助金と雇用に対する補助金の合計額が800万円以下の場合は一括交付します。</p> <p>① 事業所を新增設し、新規地元雇用者増が5人以上</p> <p>② 新規地元雇用者増が5人以上</p>	5人以上10人未満	1,000万円	10人以上20人未満	2,000万円	20人以上30人未満	3,000万円	30人以上40人未満	4,000万円	40人以上	5,000万円
5人以上10人未満	1,000万円												
10人以上20人未満	2,000万円												
20人以上30人未満	3,000万円												
30人以上40人未満	4,000万円												
40人以上	5,000万円												
垂水市	出産・育児	定住促進住宅での子育て応援制度	<p>★ 水之上定住促進住宅の子育て応援制度</p> <p>同居する親族の中に満18歳未満の方がいる場合、家賃を減免します。</p> <p>満18歳未満の方が1人の場合、15,000円の減免</p> <p>満18歳未満の方が2人以上いる場合、17,000円の減免</p> <p>この制度による家賃の減免の対象となる方の駐車場料金は、1区画分を無料とします。2区画目からは、1,000円かかります。</p>										
垂水市	出産・育児	子育て世帯住宅取得費助成事業	<p>★ 垂水市における子育て世帯の定住促進を図るため、子育て世帯(中学生以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯)で自ら居住するために市内に住宅を新築・購入された方に対し、住宅建設・購入費用の一部を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>① 平成28年4月1日以降に、市内で子育て世帯が自ら居住するための一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた方</p> <p>※住宅の要件として、延べ床面積が50㎡以上(新築住宅に対する減免措置が適用となる要件のため。)である。</p> <p>※住宅取得費用500万円以上のもの。</p> <p>② 世帯全員が市税を滞納していない方</p> <p>③ 過去に本助成金の交付を受けていない方</p> <p>2 助成額・・・50万円</p>										
垂水市	住宅	民間賃貸住宅家賃助成事業	<p>★ 垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯及び垂水市外からの転入者の民間賃貸住宅物件への入居について、家賃の一部を補助します。</p> <p>1 対象者</p> <p>以下の全てに該当する世帯とする。</p> <p>①平成29年4月1日以降に、本市に住居登録し、その日から6か月を経過していない世帯又は婚姻を契機として平成29年4月1日以降に市内へ転居し、その日から6か月を経過していない若年夫婦世帯</p> <p>②民間賃貸住宅を借り上げて家賃から住宅手当を差し引いた額が月額4万円以上の者。ただし、単身世帯については、月額3万円以上支払う者とする</p> <p>③公的制度による家賃補助を受けていないこと</p> <p>④世帯員全員が市税を滞納していないこと</p> <p>⑤世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと</p> <p>⑥世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けていないこと</p> <p>2 交付額・・・次の世帯の区分に応じて定める金額</p> <p>①垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯</p> <p>月額15,000円</p> <p>②0歳から中学校卒業(満15歳になった日以後の最初の3月31日まで)までの子どもが2人以上いる転入世帯</p> <p>月額15,000円</p> <p>③市外からの単身者転入世帯</p> <p>月額5,000円</p> <p>④ ②③を除く市外からの転入世帯</p> <p>月額10,000円</p>										

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
垂水市	住宅	結婚新生活支援事業	<p>★ 垂水市で婚姻し新居を構える若年夫婦世帯に対して、住居費及び引越越し費用の一部について、補助金を交付するものです。</p> <p>1 対象者 以下の全てに該当する新婚世帯とする。 ①婚姻日現在において、申請者及びその配偶者の年齢が、婚姻届の受理された時点で50歳未満の新婚世帯であること ②夫婦ともに、申請時に、取得し、又は賃借した垂水市の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。 ③公的制度による家賃補助を受けていないこと ④世帯員全員に市税の滞納が無いこと ⑤家賃を滞納していないこと ⑥世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと ⑦世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けていないこと</p> <p>2 補助額 ①夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下、かつ、世帯の所得が340万円未満の新婚世帯 ・・・住居費と引越越し費用をあわせた額とし、1世帯あたり30万円を上限とする。(千円未満切捨て) ②夫婦ともに婚姻日における年齢が50歳以下の新婚世帯 ・・・新生活準備にかかる費用で、1世帯あたり15万円を上限とする。(千円未満切捨て)</p>
垂水市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 高校卒業(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの乳幼児・児童生徒にかかる保険点数に該当する自己負担分を助成します。</p> <p>1、対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒 2、助成額 自己負担分全額 3、助成方法 償還払い</p>
垂水市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	<p>★ お子さんが18歳の誕生日の前日まで、子育て支援パスポート加盟店にていろいろな特典・サービスが得られます。</p> <p>1、対象者 18歳到達誕生日前日</p>
垂水市	出産・育児	地域子育て支援拠点事業	<p>★ 垂水市子育て支援センターにおいて、子育て家庭に対する子育て相談、指導及び子育てサークル等への支援などを行い、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、保護者の育児不安の解消等に寄与する。</p> <p>対象者 就学前の児童及びその保護者</p>